姫路市上下水道局告示第　１７　号

令和　６年　４月　８日

姫路市上下水道事業管理者　　柴　田　桂　太

姫路市上下水道局指定公金事務取扱者の公表について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３３条の２及び地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２６条の４の規定に基づき、次のとおり公金事務を委託したので、姫路市上下水道局公金徴収事務委託規程（平成１４年姫路市水道局管理規程第７号）第７条により告示します。

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名　　　　称	所　　在　　地
株式会社ＮＴＴデータ	東京都江東区豊洲三丁目３番３号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南９条西５丁目４２１番地
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目１０番１号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目１番２１号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地６６５番地の１
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬１丁目５番地１
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目１１番２号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目８番２７号

ＬＩＮＥ　Ｐａｙ株式会社	東京都品川区西品川一丁目１番１号 住友不動産大崎ガーデンタワー２２Ｆ
ＫＤＤＩ株式会社	東京都千代田区飯田橋三丁目１０番１０号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目５番５号
楽天銀行株式会社	東京都港区港南二丁目１６番５号
楽天ペイメント株式会社	東京都港区港南二丁目１６番５号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目２番２号
第一環境株式会社	東京都港区赤坂二丁目２番１２号

２　委託の期間

令和６年（2024年）４月１日から令和７年（2025年）３月３１日まで

３　委託事務の範囲

⑴　姫路市給水条例（昭和３６年姫路市条例第２１号）第２６条第１項に規定する水道料金の収納事務

⑵　姫路市給水条例（昭和３６年姫路市条例第２１号）第３５条第１項第８号に規定する開栓手数料の収納事務

⑶　姫路市下水道条例（昭和３５年姫路市条例第３２号）第１５条第１項に規定する下水道使用料の収納事務

⑷　姫路市コミュニティ・プラント条例（平成１８年姫路市条例第５４号）第１４条第１項に規定するコミュニティ・プラント使用料の収納事務

⑸　姫路市集落排水処理施設条例（平成元年姫路市条例第２号）第１４条第１項に規定する集落排水処理施設使用料の収納事務

姫路市上下水道局告示第　１８　号

令和　６年　４月　８日

姫路市上下水道事業管理者　　柴　田　桂　太

姫路市上下水道局指定納付受託者の公表について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので同条第２項の規定により告示します。

記

１　指定納付受託者の名称及び所在地

ＰａｙＰａｙ株式会社

東京都千代田区紀尾井町１番３号

２　委託の期間

令和６年（2024 年）４月１日から令和７年（2025 年）３月３１日まで

３　委託事務の範囲

⑴　姫路市給水条例（昭和３６年姫路市条例第２１号）第２６条第１項に規定する水道料金の収納事務

⑵　姫路市給水条例（昭和３６年姫路市条例第２１号）第３５条第１項第８号に規定する開栓手数料の収納事務

⑶　姫路市下水道条例（昭和３５年姫路市条例第３２号）第１５条第１項に規定する下水道使用料の収納事務

⑷　姫路市コミュニティ・プラント条例（平成１８年姫路市条例第５４号）第１４

条第１項に規定するコミュニティ・プラント使用料の収納事務

⑸　姫路市集落排水処理施設条例（平成元年姫路市条例第２号）第１４条第１項に規定する集落排水処理施設使用料の収納事務